

平成 25 年 12 月 吉日

お客さま 各位

東 春 信 用 金 庫
事 務 統 括 部

(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

日頃は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
このたび、でんさいネットより新規サービスの開始等に伴い、平成 26 年 1 月 1 日付で、業務規程・業務規程細則の一部を改正すると連絡を受けました。でんさいサービスをご利用のお客さまにおきましては、当該サービスの利便性向上のための残高証明書発行機能の拡充等が含まれており、別紙「業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ」を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 業務規程・業務規程細則の改正点
 - (1) 定例発行方式による残高証明書発行
業務規程細則第 56 条関連
 - (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正への対応の明確化
業務規程第 2 条・第 3 条・第 7 条関連
 - (3) 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化
業務規程細則第 50 条関連
2. 定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始日
平成 26 年 2 月 24 日(月)
3. 定例発行方式による残高証明書発行サービスの事前請求受付開始日
平成 26 年 1 月 6 日(月)
※事前請求の方法及び発行手数料に関しては別途ご案内いたします。

以上